

報第 4 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、岐阜県教育委員会事務局組織規則の改正について、令和2年7月15日に次のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

令和2年7月21日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長

安 福 正 寿

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十（略）

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十（略）

第二条 （略）

第三条 （略）

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専ら決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 （略）

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

組織改正に伴う所要の改正を行うもの。

2 施行日

令和2年7月15日施行

3 改正の内容

○教育総務課

課内に新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関する事務を分掌する「教育対策調整室」を設置（第3条、第3条の2）

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十五日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第七号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表教育総務課の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関すること。

第三条の二を次のように改める。

（課内室の設置及び分掌事務）

第三条の二 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
教育総務課	教育対策調整室	教育対策調整係
教職員課	福利厚生室	厚生係、健康管理・公務災害係

2 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分 掌 事 務
教育対策調整室	前条の表教育総務課の項第二十号に掲げる事務
福利厚生室	前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号（恩給及び退職料に関することに限る。）及び第九号に掲げる事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（新）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

第二条 略

（課の分掌事務）

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から十九まで 略 二十 新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関する事 二十一 他課の所掌に属さない事務に関する事。

（課内室の設置及び分掌事務）

第三条の二 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
教育総務課	教育対策調整室	教育対策調整係
教職員課	福利厚生室	厚生係、健康管理・公務災害係

2 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
教育対策調整室	前条の表教育総務課の項第二十号に掲げる事務
福利厚生室	前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号（恩給）

（旧）

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

第二条 略

（課の分掌事務）

第三条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一から十九まで 略 二十 他課の所掌に属さない事務に関する事。

（課内室の設置及び分掌事務）

第三条の二 教職員課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として福利厚生室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に厚生係及び健康管理・公務災害係を置く。

2 前項に規定する福利厚生室の分掌事務は、前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号（恩給及び退職料に関する事に限る。）及び第九号に掲げる事務とする。

及び退穂料に関する事務に限る。及び第九号に掲げ

第四条から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

附則 略

第四条から第九条の二まで 略

第三章から第五章まで 略

附則 略